

小 売 供 給 選 択 約 款

(時間帯別 B 契約)

小売供給選択約款一部変更の実施日
令和元年 1 0 月 1 日

古川ガス株式会社

小売供給選択約款（時間帯別 B 契約）目次

1. 目 的	- 1 -
2. 小売供給選択約款の変更	- 1 -
3. 用語の定義	- 1 -
4. 適用条件	- 2 -
5. 契約の締結	- 3 -
6. 使用量の算定	- 3 -
7. 料 金	- 4 -
8. 単位料金の調整	- 4 -
9. 需給契約の補償料	- 5 -
10. 名義の変更	- 7 -
11. 契約の変更又は解消	- 8 -
12. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料及び消費税等相当額又は契約昼間使用量超過補償料及び消費税等相当額の精算	- 8 -
13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	- 8 -
14. 本支管工事費の精算	- 9 -
15. 緊急時調整時の措置	- 9 -
16. その他	- 9 -
附 則	- 9 -
（別 表）	- 10 -
1. 早収料金の算定方法	- 10 -
2. 料金表 1（時間帯別 B 契約第二種）	- 11 -
3. 料金表 2（時間帯別 B 契約第三種）	- 12 -

1. 目 的

この小売供給選択約款は、3(9)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 小売供給選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他当社が必要と判断した場合にはこの小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上で開示いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付はいたしません。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」・・・ 契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切捨てます。）
- (2) 「契約月別使用量」・・・ 契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」・・・ 契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」・・・ 契約で定める使用者の1年間において引取らなければならない量をいいます。

- (5)「契約月平均使用量」・・・ 契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6)「最大需要期」・・・ 12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7)「最大需要月」・・・ 最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8)「契約年間負荷率」・・・ 次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切捨てます。）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9)「昼間」及び「夜間」・・・ 昼間は午前7時から午後10時までをいい、夜間は午後10時から午前7時までをいいます。
- (10)「契約昼間使用量」・・・ 最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11)「契約夜間使用量」・・・ 最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12)「消費税等相当額」・・・消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13)「単位料金」・・・ 8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。
- (14)「定額基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」・・・定額基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (15)「定額基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」・・・定額基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が次とおりであること。

	契 約 最 大 使 用 量
45.0メガジュール	1時間当たり 6立方メートル以上

- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が次のとおりであること。

	契 約 月 平 均 使 用 量
4 5 . 0 メガジュール	2 , 8 6 3 立方メートル以上

- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が50パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約第二種、時間帯別B契約第三種いずれかを当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの小売選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、ガス機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。
- ① 契約最大使用量
 - ② 契約昼間使用量
 - ③ 契約夜間使用量
 - ④ 契約年間使用量
 - ⑤ 契約年間引取量
 - ⑥ 契約月平均使用量
 - ⑦ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、お客様との使用計画に基づき算定いたします。

ただし、お客様が希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客様負担とします。）

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、時間帯別B契約第二種には別表の料金表1を、時間帯別B契約第三種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金（税抜）は(2)に基づく1か月あたりの基本料金（税抜）全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（4）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金（税抜）＋ 0.081円×原料価格変動額／100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金（税抜）－ 0.081円×原料価格変動額／100円

（備 考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）
82,620円
- ② 平均原料価格（トンあたり）

別表1（4）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPGの平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9702 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0324$$

（備 考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料及び契約昼間使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料に消費税等相当額を加えたものを、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の（1）、（2）及び（5）が重複して生じた場合には、いずれか高いものに消費税等相当額を加えたものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

（1）最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{最大使用量の} \\ \text{600 倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需要契約} \\ \text{に定める月別契約量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点第3位} \\ \text{以下を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める一般契約を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

（2）年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。〕が75パーセント（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものいたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{負荷率 75 パー} \\ \text{セントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める月別契約量に各月の} \\ \text{単位料金を乗じたものの合} \\ \text{計額を契約年間使用量で除} \\ \text{し、小数点第3位以下を四} \\ \text{捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める一般契約を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

（備考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。

（3）契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\left(\text{負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量} \right) - \left(\text{実績年間使用量} \right) \right) \times \left(\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額} \right)$$

(4) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left(\left(\text{最大の1時間あたりの使用量} \right) - \left(\text{契約最大使用量} \times 1.05 \right) \right) \times \left(\text{契約種別の流量基本料金相当額（税抜）1.1} \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

(5) 契約昼間使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約昼間使用量超過補償料} = \left(\left(\text{その月の昼間使用量} \right) - \left(\text{契約昼間使用量} \times 1.05 \right) \right) \times \left(\text{契約種別の昼間基本料金相当額（税抜）1.1} \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過補償料を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過補償料といたします。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に

関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

12. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料及び消費税等相当額又は契約昼間使用量超過補償料及び消費税等相当額の精算

契約期間中において契約の変更又は解消が生じた場合であって変更月又は解消月以前に契約最大使用量超過補償料又は契約昼間使用量超過補償料を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料及び消費税等相当額を算定しなおして精算いたします。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。ただし、11(1)の規定による契約の変更又は解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは11(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料及び消費税等相当額又は契約昼間使用量超過補償料及び消費税等相当額の精算は行いません。

13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは11(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\text{解消日の翌日から契約終了月までの残存月数} \right) \times \left(\text{契約種別の基本料金相当額} \right)$$

- (2) 新たに本供給条件に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量又は契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、

当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{c} \text{前契約の1} \\ \text{か月あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{新契約の1} \\ \text{か月あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{解消日の翌月か} \\ \text{ら前契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right)$$

14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

15. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1、別表の料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

(1)

$$\begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額(税抜)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{定額基本料金} \\ \text{(税抜)} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(2)

$$\begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額(税抜)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{流量基本料金} \\ \text{単価(税抜)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{1時間あたりの平均} \\ \text{調整量} \end{array}}{\text{契約最大使用量}}$$

(3)

$$\begin{array}{l} \text{昼間基本料金} \\ \text{割引額(税抜)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{昼間基本料金} \\ \text{単価(税抜)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{1時間あたりの平均} \\ \text{調整量} \end{array}}{\text{契約最大使用量}}$$

(4)

$$\begin{array}{l} \text{夜間基本料金} \\ \text{割引額(税抜)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{夜間基本料金} \\ \text{単価(税抜)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{契約夜間} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{1時間あたりの平均} \\ \text{調整量} \end{array}}{\text{契約最大使用量}}$$

16. その他

その他の事項については、一般ガス供給契約を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

この小売選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

附 則

1. 実施の期日

この小売選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、基本料金(甲)と基本料金(乙)の合計といたします。
 - ① 基本料金(甲)は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額とします。
 - ② 基本料金(乙)は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表1（時間帯別B契約第二種）

（1）基本料金（甲）

① 定額基本料金

1 か月につき	74,800円（税込）
	68,000円（税抜）

② 流量基本料金

1 立方メートルにつき	627.6050円（税込）
	570.5500円（税抜）

（2）基本料金（乙）

① 昼間基本料金

1 立方メートルにつき	6.5120円（税込）
	5.9200円（税抜）

② 夜間基本料金

1 立方メートルにつき	3.0910円（税込）
	2.8100円（税抜）

（3）基準単位料金

1 立方メートルにつき	102.4650円（税込）
	93.1500円（税抜）

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2（時間帯別B契約第三種）

(1) 基本料金（甲）

① 定額基本料金

1 か月につき	38,500円（税込）
	35,000円（税抜）

② 流量基本料金

1 立方メートルにつき	627.6050円（税込）
	570.5500円（税抜）

(2) 基本料金（乙）

① 昼間基本料金

1 立方メートルにつき	6.5120円（税込）
	5.9200円（税抜）

② 夜間基本料金

1 立方メートルにつき	3.0910円（税込）
	2.8100円（税抜）

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	107.8550円（税込）
	98.0500円（税抜）